

東労基発0410第2号
令和6年4月10日

東京木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会
会長 殿

東京労働局労働基準部長

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局管内における建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和5年の死亡者数（令和6年3月末日現在の速報値）は17人で前年同期に比べ8人減少となっているものの、全産業の死亡者数のうち約4割を占めるなど、依然として高い状況が見られます。

厚生労働省では、従前から、屋根等からの墜落・転落災害防止対策については、「足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」（平成26年3月10日付け基安安発0310第1号。以下「旧マニュアル」という。）により周知をお願いしてきたところですが、屋根等からの墜落・転落災害は、建設業における死亡災害の約3割を占めており、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向を示すなど、こうした労働災害の防止対策を促進することが重要となっています。

令和4年10月に公表された「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」では、これら災害を防止するためのマニュアルの策定が提言され、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定。）では、屋根・屋上等の開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及を図ることとされています。

こうした中、今般、建設業労働災害防止協会において「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」が別添1のとおり策定されました。

本マニュアルでは、足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメントの実施手順や足場の設置が困難な場合の安全対策、また、はしご・脚立等からの墜落防止対策の実施方法等が示されており、本マニュアルに基づく対策の推進により、墜落・転落災害の防止が期待されます。

つきましては、本マニュアルについて、旧マニュアルに代わり傘下会員ほか関係者に広く周知いただくとともに、本マニュアルに基づく取組が促進されますよう特段の配慮をお願い申し上げます。

なお、本マニュアルは、下記の厚生労働省ウェブサイトで公表しています。

記

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/001234814.pdf>

(二次元バーコード)

